

## 令和5年度 第3回駒ヶ根市地域公共交通協議会 次第

【日 時】令和 6年 3月 25日 (月) 午前10時30分～

【場 所】駒ヶ根市役所 本庁舎3階 第5会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 協議事項

#### (1) 令和5年度事業関連

① こまタク運行状況

資料1

② 運転免許証自主返納支援事業

資料2

#### (2) 令和6年度事業関連

① 駒ヶ根市地域公共交通協議会事業計画 (案)

資料3

② 駒ヶ根市地域公共交通協議会予算 (案)

資料4

③ 令和6年度上半期デマンド交通運行業務委託業者 (案)

資料5

④ 令和6年度こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車システム提供  
保守サポート業務委託業者 (案)

資料6

⑤ 令和6年度駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託業者 (案)

資料7

⑥ 令和6年度山麓周遊バス事業及び運行業務委託業者 (案)

資料8-1

8-2

#### (3) 規約の改正

・協議事項等について

資料9

### 4 その他

### 5 閉 会

## 令和5年度 こまタク(こまがねデマンド型乗合タクシー)運行実績

## (1)純利用実績(令和6年3月1日現在)

## ① 男女別 (人)

	R04	R05	割合
男	56	50	23%
女	179	165	77%
計	235	215	100%

※R04年度対比:-20人

## ② 年齢別 (人)

	R04	R05	割合
～59歳	11	15	7%
60～69歳	10	7	3%
70～79歳	44	42	20%
80～89歳	135	118	55%
90歳～	35	33	15%
計	235	215	100%

※2023.4.1時点の年齢で算出

## ③ エリア別 (人)

エリア	R04	R05	割合
アイウ	100	72	33%
エオ	135	143	67%
計	235	215	100%

## &lt; まとめ &gt;

- ① 女性の利用者が約80%
  - ・割合:前年度から大きな変化はなし
  - ・純利用者数:対前年比-20人
- ② 70歳以上の利用者が約90%
  - ・割合:前年度から大きな変化はなし
- ③ 竜東エリア・エーデルを中心に減少
  - ・それ以外のエリアは増加

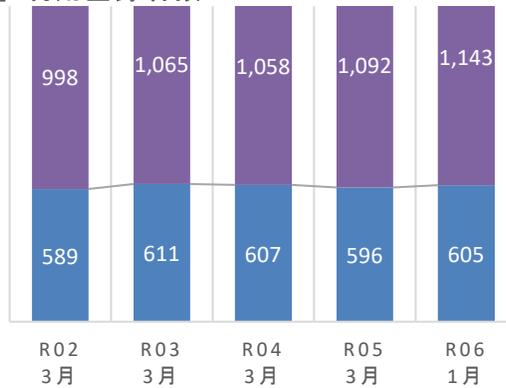
## (2)利用実績(令和6年3月1日現在)

## 【A】利用登録者数 (人)

エリア	R02 3月	R03 3月	R04 3月	R05 3月	R06 1月
アイウ	589	611	607	596	605
エオ	998	1,065	1,058	1,092	1,143
計	1,587	1,676	1,665	1,688	1,748

※R5年3月対比:+60人

## 【A】 利用登録者数



## 【B】純利用者数 月平均 (人)

	R01	R02	R03	R04	R05
計	143	119	117	117	108

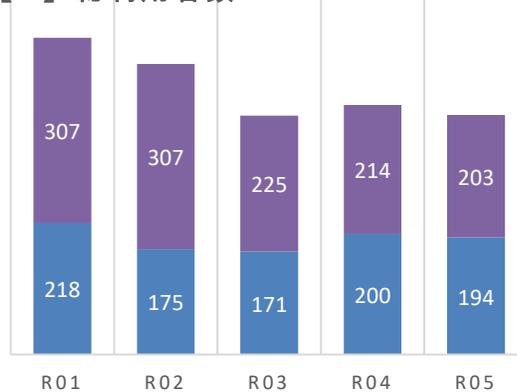
※R04年度対比:-9人

## 【C】総利用者数 月平均 (人)

エリア	R01	R02	R03	R04	R05
アイウ	218	175	171	200	194
エオ	307	307	225	214	203
計	525	482	396	414	397

※R04年度対比:-17人

## 【C】 総利用者数



## 【D】1便当たり平均乗車人数

エリア	R01	R02	R03	R04	R05
ア					
イ	2.1	1.6	1.6	2.1	2.7
ウ					
エ	2.3	1.9	1.7	2.0	2.9
オ					
平均	2.2	1.8	1.7	2.1	2.8

※R04年度対比:+0.7人

## 【E】各停留所の利用状況

停留所名	利用者数
昭和病院	665
前澤外科内科CL	300
山村眼科整形	1,373
つちかね整形	151
駒ヶ根駅	337
郵便局	36
市役所	110
ふれあいC	28
Aコープ駒ヶ根	226
ベルシャイン	510
テリシア駒ヶ根店	148
駒ヶ根泌尿器科CL	34
木下医院	33
神戸医院	48
JA駒ヶ根東	0
中沢支所	3
すこやかCL	22
マルトシ東伊那	14
東伊那支所	0
秋城医院	8
かしの実CL	13
中谷内科医院	255
高山内科CL	29
座光寺内科CL	2
須田医院	30

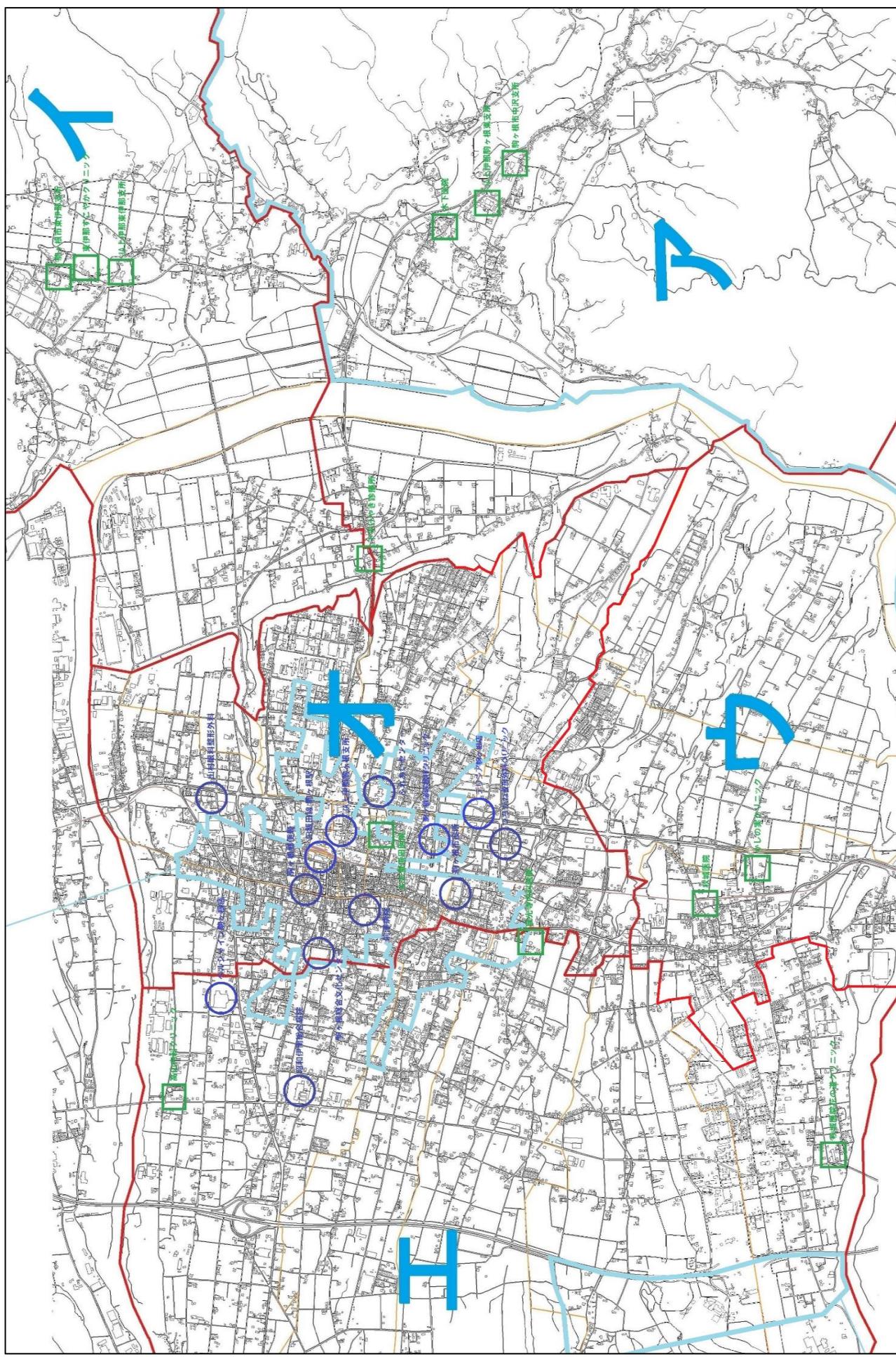
共通停留所

## &lt; まとめ &gt;

- 【A】 利用登録者数:対前年度末比+60人
- 【B】 純利用者数(月平均):対前年比-9人
- 【C】 総利用者数(月平均):対前年比-17人
- 【D】 1便当たりの平均乗車人数:対前年比+0.7人
- 【E】 停留所(TOP5):①山村眼科整形 ②昭和病院 ③ベルシャイン  
④駒ヶ根駅 ⑤前澤外科内科クリニック

【こまタク】

- 運行 平日毎日運行（お盆・年末年始除く）、4便/日（往路1便 8:30、往路2便 10:00、復路1便 12:00、復路2便 13:30）の運行
- 停留所 予約により、往路は「自宅から停留所」、復路は「停留所から自宅」へ、乗合による送迎



## 運転免許証自主返納支援事業実績（令和6年3月9日現在）

### (1) 事業目的

高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証の自主返納の推進を支援するもの。（平成29年度事業開始）

### (2) 事業概要

<対象者>

- ① 駒ヶ根市内に住民登録されている人
- ② 運転免許証の全てを自主返納した人

<支援内容>

こまタク乗車券 1万円分（400円/回×25回分）

### (3) 支援状況

#### 【A】男女別

性別	R03	R04	R05	累計	割合
男性	28	30	16	58	46%
女性	43	26	27	69	54%
計	71	56	43	127	100%

#### 【B】エリア別

地区エリア		R03	R04	R05	累計	割合
ア	中沢区	5	8	4	13	10%
	下平区（第1・3・4・5・6・11・12）					
イ	東伊那区	10	4	2	14	11%
	下平区（第7・8・9・10・14）					
ウ	市場割区（宮の前・美里を除く）	6	3	4	9	7%
	上赤須区、中沢区吉瀬					
エ	福岡区、北割1区・2区	25	15	16	40	31%
	中割区、南割区					
オ	町1・2・3・4区、市場割区宮の前・美里	25	26	17	51	40%
	上穂町区、小町屋区、下平区第2・13					
計		71	56	43	127	100%

#### 【C】年齢別

年齢層	R03	R04	R05	累計	割合
～49歳	1	0	0	1	1%
50～59歳	0	0	1	0	0%
60～69歳	2	0	1	2	2%
70～79歳	9	9	15	18	14%
80～89歳	47	37	17	84	66%
90歳～	12	10	9	22	17%
計	71	56	43	127	100%

#### 【D】返納後の利用状況

利用状況	R03			R04			R05			累計		
	交付者数	実利用	割合									
登録済・利用経験有	4	3	75%	2	0	0%	2	1	50%	30	17	57%
登録済・利用経験無	10	5	50%	16	4	25%	6	3	50%	69	30	43%
未登録	57	8	14%	38	8	21%	35	6	17%	388	81	21%
計	71	16	23%	56	12	21%	43	10	23%	487	128	26%



## 令和6年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 予算(案)

(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)

## 1 歳入

(単位:円)

項目	R6予算額	R5予算額	増減額	内容
1 負担金	36,800,000	34,300,000	2,500,000	
1 市負担金	36,800,000	34,300,000	2,500,000	■駒ヶ根市負担金 36,800,000
2 繰越金	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	
3 預金利子	0	0	0	
1 預金利子	0	0	0	
4 雑入	9,000,000	5,000,000	4,000,000	
1 雑入	9,000,000	5,000,000	4,000,000	■地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 5,000,000 ■元気づくり支援金(山麓周遊バス事業) 4,000,000
歳入合計	45,800,000	39,300,000	6,500,000	

## 2 歳出

(単位:円)

項目	R6予算額	R5予算額	増減額	内容
1 総務費	5,250,000	5,250,000	0	
1 会議費	230,000	230,000	0	■協議会委員報酬 230,000
2 事務費	5,020,000	5,020,000	0	■国庫補助金相当額支払(駒ヶ根市) 5,000,000 ■事務費 20,000
2 事業費	40,550,000	34,050,000	6,500,000	
1 事業推進費	40,550,000	34,050,000	6,500,000	■デマンド交通運行委託費(※1) 25,000,000 ■デマンド交通受付業務補助金 4,700,000 ■デマンド交通専用車両管理費 550,000 ■地域公共交通計画推進事業費 2,000,000 ■次世代運行システム運用費 1,100,000 ■山麓周遊バス事業費 7,000,000 ■利用促進事業 200,000
3 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
歳出合計	45,800,000	39,300,000	6,500,000	

※1運行委託費 = 運行経費 - 運賃収入

## 令和6年度上半期 デマンド交通運行業務委託業者（案）

### 1 業務名称

- (1) 令和6年度上半期 デマンド交通運行業務委託（「ア・イ・ウ」エリア）
- (2) 令和6年度上半期 デマンド交通運行業務委託（「エ・オ」エリア）

### 2 業務内容

予約受付による運行、運賃收受、業務報告、その他運行に係る一切の管理業務

### 3 委託業者

- (1) 中沢区、東伊那区、下平区（第2・13自治組合除く）、  
市場割区（宮の前・美里自治組合除く）、上赤須区の3エリア  
所在地 駒ヶ根市中央4番5号  
名 称 伊南乗用自動車有限会社
- (2) 北割1区、北割2区、中割区、南割区、福岡区、  
町1区、町2区、町3区、町4区、上穂町区、小町屋区、  
下平区第2・13自治組合、市場割区宮の前・美里自治組合の2エリア  
所在地 駒ヶ根市北町28番24号  
名 称 赤穂タクシー有限会社

### 4 随意契約理由

デマンド交通の運行には、道路運送法の規定による許可等の法的手続きが整った車両が必要であり、乗合における効率的な運行のためには地域の交通に精通している運転手が必要となる。また、既存の予約配車システムの動作環境があり、操作・運用に慣れたスムーズな運行が求められる。市内で運行できる業者は、上記2業者に限られ、円滑な事業推進、安全性の確保、時間的経済性の観点から、この2業者との契約が最適と考えられる。

上記理由から、本業務を円滑に実施するため、上記3に示すものと随意契約を行いたい。

#### 【適用法令等】

- 地方自治法 第234条第2項
- 地方自治法施行令 第167条の2第2項
- 駒ヶ根市財務規則 第119条、第119条の2

### 5 契約方法及び契約額

- (1) 契約方法及び契約額の決定は、駒ヶ根市財務規則に準じて行う。
- (2) 委託期間は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までとする。

## 令和 6 年度 こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車 システム提供、保守サポート業務委託業者（案）

### 1 業務名

令和 6 年度 こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車システム提供、保守サポート業務委託

※以下、「こまがねデマンド型乗合タクシー」を「こまタク」という。

### 2 業務箇所

駒ヶ根市内で指定する場所

### 3 業務内容

#### (1) こまタク予約配車システムの提供

こまタク予約配車システムについて、駒ヶ根市に適した利用環境を提供する。必要に応じ、システムの各種パラメーターの調整や、契約額の範囲内での改修を実施する。詳細については、駒ヶ根市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）と協議の上決定する。

#### (2) こまタク予約配車システムの運用サポート・保守・障害対応

こまタク予約配車システムについて、運用のサポート、保守、トラブル時の障害対応を行う。

### 4 理由

【駒ヶ根市財務規則第 119 条の 2 第 1 項の 1  
及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用】

同社は、「令和 3 年度 こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車システム構築・実証実験支援業務」を受託し、こまタク予約配車システムを構築しており、このシステムの提供業務となることから、他社には実施不可能な業務であるため同社に委託する。

### 5 業者

株式会社建設技術研究所 長野事務所  
長野県長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル

### 6 契約方法及び契約額

- (1) 契約方法及び契約額の決定は、駒ヶ根市財務規則に準じて行う。
- (2) 委託期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日とする。

## 令和 6 年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託業者（案）

- 1 事業名 令和 6 年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託
- 2 事業内容等 (1) 計画の検証評価  
(2) 山麓周遊バス事業の評価  
(3) 病院移転に伴うアクセスの検討  
(4) 女体入口待合所の整備検討  
(5) 市民アンケート調査  
(6) 地域公共交通会議の運営支援
- 3 業務箇所 駒ヶ根市地域公共交通協議会事務局（駒ヶ根市役所企画振興課）
- 4 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 15 日まで
- 5 理由 本業務は、駒ヶ根市地域公共交計画に基づき、当協議会が行う計画推進事業の実施支援に係る業務委託である。以下の業者は、「駒ヶ根市地域公共交通計画」の策定に携わっており、運営支援に最適である。また、当市の公共交通に関する一般には非公開の情報やデータをこれまでの業務を通じ所有しており、加えて他自治体の動向や業界の情勢にも詳しいため、当市の交通の詳細な分析が出来るのは以下の業者のみである。  
(参加資格) 営業種目が 79 調査・分析・診断業務、89 広告・宣伝、  
91 企画・立案・製作の登録
- 6 適用法令 地方自治法施工令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用  
駒ヶ根市財務規則第 119 条の 2 第 1 項第 1 号を適用
- 7 業者 住 所：松本市中央 2 丁目 3 番 17 号  
名 称：特定非営利活動法人 SCOP 理事 鷲見真一  
電話番号：0263-36-9180  
FAX 番号：0263-36-9185
- 8 実績 平成 27 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画の策定に係る調査業務  
(プロポーザルによる)  
平成 28 年度駒ヶ根市地域公共交通の事業推進に係る支援業務 (随意契約)  
平成 29 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画推進事業 (随意契約)  
平成 30 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画に基づく事業支援委託業務  
(随意契約)  
平成 31 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画に基づく事業支援委託業務  
(随意契約)  
令和元年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画に基づく事業支援委託業務

(随意契約)

令和2年度 駒ヶ根市地域公共交通網形成計画策定及び事業支援委託業務

(随意契約)

令和3年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託

(随意契約)

令和4年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託

(随意契約)

令和5年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託

# R6駒ヶ根山麓周遊バス事業（案）

資料 8 - 1

**運行時期：**7月1日（月）～12月1日（日）

**有償運行：**1乗車500円・1日券1,000円（小学生以下無料）

**車両：**オープントップバス 最大24人乗り ※裏面参照

**運行ルート・停留所・ダイヤ案**

※R5年度からの変更箇所

1周走行距離 約20km

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
1 駒ヶ根ファームス	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10
2 大沼湖	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13
3 大沼湖	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14
4 光前寺	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17
5 光前寺	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18
6 露天こぶしの湯	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22
7 露天こぶしの湯	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23
8 養命酒駒ヶ根	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34
9 養命酒駒ヶ根	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35
10 ビアンデさくら亭	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46
11 ビアンデさくら亭	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47
12 北川製菓	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54
13 北川製菓	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55
14 マルス信州蒸留所	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57
15 マルス信州蒸留所	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58
16 こまゆき荘	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
17 こまゆき荘	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01
18 ぴんころ神社	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03
19 ぴんころ神社	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04
20 駒ヶ根ファームス	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06

発着

### 【参考】

- ・ 駒ヶ根IC 高速バス新宿～飯田線 毎時35分着（11時以降） 毎時50分発
- ・ RW線（しらび平→駒ヶ根駅） 菅の台BC 毎時22分、52分着  
RW線（駒ヶ根駅→しらび平） 菅の台BC 毎時12分、42分着
- ・ 養命酒 営業時間 ～16：30 マルス信州蒸溜所 営業時間 ～16：00

### 【ポイント】

- ・ ビアンデさくら亭を高速バスとの結節点としてバスの発着に合わせている
- ・ 駒ヶ根ファームスをRW線との結節点として発着、特に山から下りてくる時間に合わせている
- ・ お土産、飲食、お酒、お菓子、工場見学、寺、温泉、自然と多ジャンル
- ・ メインターゲットは、宿泊登山客の前泊日、後泊日の観光
- ・ 発着点をファームスにすることで、利便性の向上

### 【車両】

- ・ 小型バスを改造した天窓開閉式のオープントップ
- ・ 車体には、スポンサー企業をラッピング
- ・ バス停もスポンサー企業募集予定
- ・ キャッシュレス決済可能（PayPay、d払い、auPAY、メルペイ）
- ・ 自動音声案内による観光ガイド

### 【広報】

- ・ 市報、市HP、市LINE・メール、観光案内誌など
- ・ SNS（インスタ・Facebook）を活用



### 【今後のスケジュール】

2月7日	交通協議会にて方針案の提示
3月25日	交通協議会においてR6年度予算協議
4月中	運輸局申請
6月中	運行業務委託契約締結
7月～	スタート

## 令和 6 年度山麓周遊バス運行業務委託業者（案）

### 1 業務名称

令和 6 年度 山麓周遊バス運行業務

### 2 業務内容

- (1) 山麓周遊バスの運行準備
- (2) 山麓周遊バスの運行
- (3) 運行の実績管理・報告

### 3 委託業者

- (1) 所在地 駒ヶ根市下平 6 7 0 番地 1  
名称 こまくさ観光株式会社

### 4 随意契約理由

本業務は、道路運送法による登録・許可を要し、観光客を含めた不特定多数の乗客を乗車させる観点から、第二種運転免許を保有する運転手及びそれを管理する運行会社による安全運行が必要である。

併せて、本業務の要件とする観光地に適応したバス車両を所有している必要があり、これらの条件を満たす者は上記業者のみである。以上の理由から、本業務を円滑に実施するため、上記 3. に示すものと随意契約を行いたい。

#### 【適用法令等】

- 地方自治法 第 2 3 4 条第 2 項
- 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 2 項
- 駒ヶ根市財務規則 第 1 1 9 条、第 1 1 9 条の 2

### 5 契約方法及び契約額

- (1) 契約方法及び契約額の決定は、駒ヶ根市財務規則に準じて行う。
- (2) 委託期間は、令和 6 年 4 月 15 日から令和 7 年 3 月 15 日までとする。

## 駒ヶ根市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

令和2年11月の地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、駒ヶ根市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条（1）に掲げる計画名称を「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「法第27条の2の規定による地域公共交通再編実施計画」を「法第27の15の規定による地域公共交通利便増進実施計画」に変更する。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月25日 提出

駒ヶ根市地域公共交通協議会 会長 伊藤 祐三

### 【参考】駒ヶ根市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（協議事項等） 第3条 略 （1）法第5条の規定による<u>地域公共交通網形成計画</u>、<u>法第27条の2の規定による地域公共交通再編実施計画</u>及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整</p>	<p>（協議事項等） 第3条 略 （1）法第5条の規定による<u>地域公共交通計画</u>、<u>法第27条の15の規定による地域公共交通利便増進実施計画</u>及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整</p>